

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月10日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区条例第39号

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年品川区条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1地区整備計画および防災街区整備地区整備計画の部に次のように加える。

大崎駅東口第4地区 地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大崎駅東口第4地区地区計画（令和8年東京都告示第50号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------------	--

別表第2に次のように加える。

大崎駅東口第4地区 地区整備計画	A地区	法別表第2（ぬ）項（同項第2号の規定を除く。）に掲げる建築物ならびに風営法第2条第1項および第5項に	10分の75	10分の40	10分の6。ただし、法第53条第3項の規定を適用する場合は、この限りでない。	2,000平方メートル	5,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性および利便性の向上ならびに円滑な交通ネットワーク	143.6メートル（T.P.からの高さとする。）	
---------------------	-----	--	--------	--------	--	-------------	-------------	--	--------------------------	--

			規定する営業の用に供する建築物					の形成に資する歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等に類する用途に供する建築物の部分等ならびにそれを支える柱その他これらに類するもの、歩行者の快適性および安全性の確保のために設ける屋根、柵、標識等ならびに環境向上のために設ける案内板、植栽、ベンチ等その他これらに類する用途に供するものならびに道路と接続する車路その他		
--	--	--	-----------------	--	--	--	--	--	--	--

							らに類 する 用途 する もの につ いて は、 この 限り で ない。		
B地区	法別表 第 2 (ぬ) 項に掲 げる建 築物な らびに 風営法 第2条 第1項 および 第5項 に規定 する営 業の用 に供す る建築 物	10分 の70	10分 の40	10分 の6。 た だ し、法 第53 条第3 項の規 定を適 用する 場合 は、の 限り で ない。	2, 0 00平 方メー トル	5, 0 00平 方メー トル	計画図 に示す 壁面の 位置の 数値。 た だ し、歩 行者の 回遊性 および 利便性 の向上 ならび に円滑 な交通 ネット ワーク の形成 に資す る歩行 者デッ キ、階 段、エ スカレ ー、エ レベ ー等 に類す る用途 に供す る建築 物の部 分等な らびに それを 支える 柱その 他これ らに類 するも の、歩 行者の 快適性 および 安全性 の確保	1 4 3. 3 メー トル (T ・P ・からの 高さ とする。)	

							のために設ける屋根、柵、標識等ならびに環境向上のために設ける案内板、植栽帯、ベンチ等その他これらに類する用途に供するものならびに道路と接続する車路その他これらに類する用途に供するものについては、この限りでない。		
	C地区	法別表第2(ぬ)項(同項第2号の規定を除く。)に掲げる建築物ならびに風営法第2条第1項および第5項に規定する営業の用に	10分の25	10分の10	10分の6。ただし、法第53条第3項の規定を適用する場合は、この限りでない。	1,000平方メートル	2,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性および利便性の向上ならびに円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行	38.8メートル(T.P.からの高さとする。)

			供する 建築物						者デッキ、階段、スカーパー、エレーター等に類する用途に供する建築物の部分等ならびにそれを支える柱その他これらに類するもの、歩行者の快適性および安全性の確保のために設ける屋根、柵、標識等ならびに環境向上のために設ける案内板、植栽帯、ベンチ等その他これらに類する用途に供するものならびに道路と接続する車路その他これらに類する用途に供		
--	--	--	------------	--	--	--	--	--	--	--	--

							するものについては、この限りでない。		
D地区	法別表第2項（ぬ）（同項第2号の規定を除く。）に掲げる建築物ならびに風営法第2条第1項および第5項に規定する営業の用に供する建築物	10分の70	10分の40	10分の6。ただし、法第53条第3項の規定を適用する場合は、この限りでない。	2,000平方メートル	5,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性および利便性の向上ならびに円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等に類する用途に供する建築物の部分等ならびにそれを支える柱その他これらに類するもの、歩行者の快適性および安全性の確保のために設ける屋	142.5メートル（T.P.からの高さとする。）	

							根柵、標識等ならびに環境向上のために設ける案内板、植栽帯、ベンチ等その他これらに類する用途に供するものならびに道路と接続する車路その他これらに類する用途に供するものについては、この限りでない。	
E地区	法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物ならびに風営法第2条第1項および第5項に規定する営業の用に供する建築物					2,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性および利便性の向上ならびに円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エ	14 3.3メートル(T.P.からの高さとする。)

スカ
レー
ー、
レー
ター
等に
類す
る用
途に
供す
る建
築物
の部
分等
なら
びに
それ
を支
える
柱そ
の他
これ
らに
類す
るも
の、
歩行
者の
快適
性お
よび
安全
性の
確保
のた
めに
設け
る屋
根、
根柵
、標
識等
なら
びに
環境
向上
のた
めに
設け
る案
内板
、植
栽帯
、ベン
チ等
それ
らに
類す
る用
途に
供す
るも
のな
らび
に道
路と
接続
する
車路
その
他こ
れら
に類
する
用途
する
もの
につ
いて

								は、この 限りで ない。		
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。